

第9回UNHCR難民映画祭の上映作品の中から4作品を選び、描かれて
いる物語の背景をご紹介します。

シリア国内における戦闘が激化する中、避難を強いられたシリア難民の数がこの8月、300万人を超えた。包囲された町に取り残された市民は食糧不足に苦しみ、無差別に攻撃を受けている。さらに650万人がシリア国内で避難を余儀なくされている。これまでにシリア全人口の約半数が家を追われた。その半数以上が子どもだ。

シリア難民の多くは周辺国に逃れており、特にレバノン(120万人)、ヨルダン(62万人)そしてトルコ(85万人)に集中している。難民登録された300万人に加え、さらに数十万人のシリア難民が安全を求め、周辺国に逃れている。シリア難民の増加に伴い、受け入れ国の経済的負担が大きくなり、各国のインフラ・資源を圧迫している。調査によると、5人中4人のシリア難民がキャンプ外の都市部などで生活している。

UNHCRは150の支援団体やグループ、そして各国政府の協力のもと、難民に住宅、食糧、教育、医療の支援に加え、テント、寝具やビニールシートなど生活に必要な物資を提供している。



『ボーダー〜戦火のシリアを逃れて〜』
アレッシオ・クレモニーニ監督
イタリア/2013/95分ドラマ



命懸けで紛争を逃れるが、その旅程で待ち受ける数々の暴力。果たして姉妹は隣国トルコにたどり着くことができるのか。実話を基に描かれた真実の物語。

シリア

南スーダン

民族や宗教など、様々な理由で長年続いた南北の内戦が終結し、南スーダンは、世界で最も新しい国として2011年7月に独立した。故郷再建のために、南スーダンへ帰還する人々がいる一方で、スーダンと南スーダンの国境付近で武力衝突が激化し、多くの人が避難を余儀なくされている。UNHCRは緊急支援活動を展開している。



『ナイルのくちづけ』
アレクサンドラ・シコット・レヴェスク監督
カナダ/2013年/75分/ドキュメンタリー

古い独裁主義に折り合いをつけようともがく北部の若者たちと、犠牲を伴う独立に希望を抱く南部の若者たち。複雑に入り組んだ社会が分裂していく歴史的瞬間と、それに立ち会った人々の思いを伝える。



『戦乱前夜に咲いた花〜地球でイチバン新しい国・南スーダン〜』
制作・著作：NHK
ディレクター：斉藤勇城
日本/2014年/50分/ドキュメンタリー

2011年北部からの独立によって誕生した南スーダン。これからの南スーダンの国づくりを担うミス・マライカを決めるコンテストで、少女たちに求められるのは美しさだけではない。国づくりのアイデアが重視される。内戦の影響と女性蔑視によって辛い思いをしてきた彼女たちがステージに託す思いとは。

アンジェリーナ・ジョリーUNHCR特使からのメッセージ

UNHCR難民映画祭は毎年、皆様に人々の勇気に満ちた物語を届けます。

故郷から引き離され、厳しい困難に直面しながらも、力強く生きていく難民。その相手を思いやる心、尊敬、不屈の精神から私たちは多くを感じ、学ぶのです。

それぞれの物語が皆様の心に響き、忘れられない経験となるように願っています。

アンジェリーナ・ジョリー UNHCR特使



難民映画祭について

「UNHCR 難民映画祭」は、一人でも多くの方の難民問題への認識の向上を目指す取り組みとして、UNHCR駐日事務所が2006年より開催してきました。

※なお2014年10月現在、第9回UNHCR難民映画祭以外でのこれらの作品の上映やリリースの予定はございません

アフガニスタン

アフガニスタンでは、派閥間の対立が1979年にはソ連軍による侵攻へとつながり、1989年に軍が撤退したが、10年にわたり、大量の難民流出を引き起こした。620万人を超えるアフガン難民が、隣国パキスタンやイランなどに逃れていた。長い戦闘によって、国の制度、経済、教育、農業などインフラが破壊され、干ばつにも見舞われたが、1990年代には、多くのアフガン難民が生活を立て直そうと故郷に戻った。



Courtesy of Skateistan

2001年には新たな流出があったものの、UNHCRはアフガン難民の帰還事業に携わり、570万人以上が帰還を果たした。

『スケートイスタン』
カイ・セア監督
アメリカ/2011年/95分/ドキュメンタリー

紛争によって荒廃した国の子どもたちの未来をスケートボードに託したプロ・スケーター集団が立ち上げたのは「スケートイスタン」。民族や宗教、社会的・経済的な違いを乗り越えて設立されたアフガニスタン初のスケート・パークと学校を兼ねたその型破りなプロジェクトにカメラは密着する。



Courtesy of Skateistan



2014年10月発行号

無国籍・難民映画祭特集

1954年「無国籍者の地位に関する条約」採択60周年を記念して、無国籍問題特集と第9回UNHCR難民映画祭特集をお届けします。

無国籍とは Statelessness

無国籍であることとは国籍を持たないということだ。どの国からも国民と認められていないため、無国籍者は日常生活において様々な困難に直面する。例えば教育を受ける、就職する、国民保険に入り医療サービスを受ける、年金や生活保護を受けるといった場面である。

このように「無国籍」の人は、生まれながらにして守られていないはずの人権や自由、生活を保障してくれるような国家の後ろ盾がなく、非常に不安定な状況におかれる。また無国籍者の多くは、生まれた国に暮らし続けていることが多く、社会の中でいわゆる「見えない人々」として存在し、問題が表面化されにくい。



©UNHCR/G.Constantine

無国籍に関する国際条約

無国籍に関する国際条約は、無国籍者に最低限の法的地位を保障する1954年の「無国籍者の地位に関する条約」と、無国籍者の発生の防止と削減を目的とした1961年の「無国籍削減に関する条約」がある。2つの条約への批准・加入国はこれまでごく少数にとどまっていたが、2011年に始まった加入促進キャンペーンを受け、加入国が急速に増加した。2014年7月末現在で、1954年条約には82カ国、1961年条約には60カ国が加入している。ちなみに、日本はいずれの無国籍条約への加入も果たしていない。自分で望んで無国籍になったわけではない人々が差別を受けたり、不安な毎日を送らないためにも、両条約への加入を通して無国籍者へさらなる保護を提供し、その生活を保障することが重要である。

お知らせ

NOWHERE PEOPLE : THE WORLD'S STATELESS
考えてみてください 国籍がないことを-世界の無国籍者たち
写真展の開催(2014年11月)

UNHCR駐日事務所は、1954年「無国籍者の地位に関する条約」採択60周年に際して、グレッグ・コンスタンティン氏による写真展を開催する。コンスタンティン氏は、東南アジアを拠点とする写真家で、世界の数々の無国籍問題の理解を深めるための活動に積極的に取り組んでいる。UNHCRは2008年より、政治家、政府関係者、社会全体の意識啓発及び無国籍に関する条約加入促進を目的として、同氏と提携している。
(詳細については、UNHCR駐日事務所HPに掲載予定)

WEB
サイトは
こちら▶



国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所
〒107-0062 東京都港区南青山 6-10-11 ウェスレーセンター
TEL:03-3499-2011 FAX:03-3499-2272

HP www.unhcr.or.jp
Facebook www.facebook.com/unhcrorjp
Twitter @UNHCR_Tokyo

資金協力



▲教育支援を受けた、イラクに避難しているシリア難民の学生。日本に向けた感謝のメッセージを掲げている。©UNHCR

2011年3月より継続しているシリア紛争により300万以上のシリア難民を含む900万人以上のシリア人が人道支援を必要としている。日本政府はこの人道危機に対して、UNHCRを含む国連、国際機関、NGOに向けた無償資金協力や円借款を通して支援を実施している。

2013年12月以降、南スーダンの政府与党内の派閥抗争が深刻化し、国内各地で大規模な暴力行為・人権侵害が深刻化している。これまでに100万人以上の国内避難民や40万人を超える難民が発生しており、緊急の対応が求められている。UNHCRは日本政府の資金協力も得て、ウガンダとエチオピアで緊急人道支援を実施している。



◀ウガンダの難民キャンプで支援物資を受け取った南スーダン難民の女性。©UNHCR/F.Noy

人道支援から開発へ

UNHCRとJICAは、人道支援と開発援助の経験と技術を持ち寄り、支援計画立案やプロジェクト実施における連携を通して、難民や国内避難民などを対象とした支援活動を行っている。この協力関係により、人道危機発生直後の緊急支援から、早期復興に向けた支援、さらには中長期的な社会の安定と発展に向けた開発援助に至るまでの過程を継ぎ目なく、円滑に進めることができる。

紛争後の復興と平和協力

UNHCRとJICAは帰還した難民・国内避難民と帰還先のコミュニティが、再び共存できるように、復興支援と平和構築分野で連携している。

難民およびホスト・コミュニティの開発支援

UNHCRとJICAは、難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方を対象とした開発援助を通して、両者間の緊張関係を緩和し、生活環境の改善に向けた支援を実施している。

▼ヨルダンのイラク難民の女性を対象に実施された効率的な水使用に関する合同研修。© JICA



技術協力



物資協力

内閣府国際平和協力本部事務局 (SPCH) を通じた物資協力

日本政府は、SPCHを通して、テント、ビニールシート、毛布、スリーピングマットや給水容器などの人道支援物資を、紛争などにより避難を余儀なくされた難民・国内避難民に提供してきた。2013年には、南スーダンで避難生活を送っているスーダン難民に対して、テントと支援物資が日本政府より提供された。

国際協力機構 (JICA) を通じた物資協力

ヨルダンで発生した洪水で被害を受けたザータリ難民キャンプへ、JICAはテントと毛布を送った。

▶小菅淳一特命全権大使(右から2番目)と田中俊昭JICAヨルダン事務所長(右から3番目)がシリア難民の女性に毛布を手渡した。©JICA



JPO (Junior Professional Officer) 派遣制度

各国政府が給与などを負担して、国際機関で正規職員を目指す若手の人材に、国際機関での職務経験を提供する制度。日本では、外務省国際機関人事センターがこの事業を実施している。

青年海外協力隊・国連ボランティア

青年海外協力隊や国連ボランティアを通して多くの優秀な邦人職員がUNHCRの支援現場で活躍している。青年海外協力隊(JOCV)とは、JICAが実施する2年間の海外派遣制度。また国連ボランティアは、人道支援や開発援助の活動に参加する専門家を国際機関へ派遣する制度である。なお、JICAは元青年海外協力隊員のUNV派遣も支援している。

緊急事態対策地域センター (eCentre)

eCentreは日本政府の助成を受け設立された。以来eCentreは人道危機への対応力の強化を図るべく、アジア・太平洋地域で活動する政府機関、NGO等の人道支援機関を対象に様々な能力強化、人材育成プログラムを実施してきた。

▼タイで行なわれた「現場における安全対策」というワークショップで、地雷や不発弾の危険性、地雷原に踏み込んだ際の対応について訓練を受けている。©UNHCR



人による貢献



司法を通じて 難民支援をする 宮内博史さん

©H.Miyauchi

ー現在のお仕事について教えてください。

公設事務所に所属しています。公設事務所は貧困や障がい、言語の違い等、様々な要因によって弁護士にたどり着けない方々のための「法的駆け込み寺」として作られた事務所です。普段は主に難民の方々の難民認定を求めて、行政手続や裁判手続で代理人として活動するなどしています。

ー弁護士になろうと思ったきっかけは何ですか？

きっかけの1つは中学時代に学んだ公民権運動です。白人席から最後まで立ち上がらなかったローザ・パークスの話、マーティン・ルーサー・キング・ジュニアのスピーチが今でも心に残っています。尊厳や平等のために立ち上がった先人たちを見て、いつか自分も人々を守る仕事がしたいと思いました。その後、大学時代に法律事務所でアルバイトをした際、日本に逃れたアフガン難民のことを知りました。そしてアフガン難民のために一生懸命活動している弁護士の姿を間近で拝見して感銘を受けました。それまで難民が日本にいるとは知らなかったのですが、「これだ!」と思ったのです。これを機に、難民支援に携わることを目標に弁護士を目指しました。

2014年ナンセン難民賞受賞者決定!

UNHCRは60周年にあたる今年の「ナンセン難民賞」をコロンビアの女性権利団体「バタフライ」に贈ると発表した。この団体は、暴力事件が多発している都市プエナブエラで、家を追われたり性的搾取された人々を支援する活動をしている。これまで1000人以上の女性と家族を献身的に支えてきた。

コロンビアには570万人の国内避難民があり、これはシリアに次いで2番目に多い数である。プエナブエラは50年以上も武力対立が続いている影響で、コロンビアの中でも最も荒廃した地域であり、家を追われた人が多くいる。武装集団は自分達の力を誇示する目的で、女性や子どもを拷問したり、性的暴行を加えたり、殺害したりしている。「バタフライ」で活動する女性達は徒歩や、バス、自転車などで、最も危険な地域に住む女性に医療サービスを届けたり、被害者が被害届けを出すための支援をしている。



©UNHCR/L.Zanetti

©UNHCR/L.Zanetti

ーこれまでの活動の中で特に印象に残っていることは？

初めて依頼者が難民認定を受けた時の喜びは忘れられません。認定が出た旨を電話で聞いた時、受話器を持っていた手はしばらくふるえたままでした。その方が難民認定証を持って来られた時、それまでの苦労が思い出され涙がこぼれてきました。また、家族が何年も離ればなれになったままの難民の再会をお手伝いすることがありますが、再会の場に立ち会えた瞬間も胸を打たれました。

ーやりがいを感じる時

これまで、タイとミャンマーの国境でミャンマーの青年たちに国際人権法を教えてきました。多くは少数民族の出身でキャンプで育った学生たち。講義を受けた学生はその後キャンプや出身地、あるいはミャンマー国内で弁護士やNGO職員として活動しています。このような活動にも大きなやりがいを感じます。

ー今後の展望・夢

そもそも普通に生活していた人が「難民」にならないようにするためにはどうすれば良いのかという根源的な問題に取り組む必要性を感じています。人の心に平等、尊厳といった人権の概念が根付けば、差別や迫害を受ける人が減るのではないかなという思いもあり、国内外で人権に関する講義を続けています。

HIROSHI MIYAUCHI

1984年福岡県生まれ。2歳から13歳まで米国在住。早稲田大学法学部、一橋大学法科大学院卒業。2008年に司法試験合格。2009年にUNHCRインターン修了、弁護士登録(東京弁護士会)。現在、弁護士法人東京パブリック法律事務所 外国人・国際部門にて勤務。その他、日本弁護士連合会人権擁護委員会難民認定問題特別部会、東京弁護士会外国人の権利に関する委員会、全国難民弁護団連絡会議、認定NPO法人難民支援協会に所属。



©富士メガネ

株式会社 富士メガネ

写真は金井昭雄、富士メガネ代表取締役会長。2006年にUNHCRより「ナンセン難民賞」を日本人初受賞した。富士メガネは1983年から毎年タイ、ネパール、アゼルバイジャンなどで難民・国内避難民の視力検査を行い、「人生の新しい展望 (a vision of the future)」を抱きかけとして新しい眼鏡を提供している。1984年以来UNHCRとの協力関係は30年余となる。

ナンセン難民賞とは

1954年、当時の国連難民高等弁務官、ヴァン・ハーベン・グートハート博士が難民の窮状に焦点を当てるため、難民に多大な貢献をした個人または団体を称える目的で創設されたもの。大規模な難民支援を先駆けて行なったフリチョフ・ナンセンにちなんで名づけられた。



NANSEN
REFUGEE
AWARD